

## 市民生活部

### 市民課

#### 戸籍係

- (1) 戸籍に関すること。
- (2) 人口動態調査に関すること。
- (3) 外国人の在留関連事務に関すること。
- (4) 民刑事処分の通知及び整備に関すること。
- (5) 死産の届出に関すること。
- (6) 自衛官及び自衛官候補生募集の受付に関すること。
- (7) 市営葬儀に関すること。
- (8) 埋火葬許可に関すること。
- (9) 火葬場等の管理に関すること。
- (10) 墓地組合及び墓地に関すること。
- (11) 市民課に置く係の所掌事務に関する調整に関すること。
- (12) 市民生活部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市民生活部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

#### 窓口係

- (1) 印鑑登録に関すること。
- (2) 住民基本台帳の整備及び管理に関すること。
- (3) 住民基本台帳ネットワークシステムに関すること。
- (4) 住民異動人口に係る統計に関すること。
- (5) 証明書の交付（他の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (6) 公的個人認証に係る電子証明書の交付に関すること。
- (7) 自動車臨時運行許可に関すること。
- (8) 公簿の閲覧（他の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (9) 一般旅券発給事務に関すること。
- (10) 個人番号カードの交付等に関すること。

## **市民協働推進課**

- (1) 市民との協働に関する施策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- (2) 自治会その他地縁による団体の振興に関すること。
- (3) 市民憲章の啓発に関すること。
- (4) 防犯に関すること。
- (5) 特定非営利活動法人の認証その他特定非営利活動の促進を図るための措置に関すること。

## **人権くらしの相談課**

- (1) 市民相談に関すること。
- (2) 行政相談委員との連絡調整に関すること。
- (3) 消費者相談その他の消費生活の安定及び向上に関すること。
- (4) 消費者保護に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 同和問題その他人権に関する施策（教育委員会の所掌に属するものを除く。）の企画及び立案並びに推進に関すること。
- (6) 人権擁護委員との連絡調整に関すること。
- (7) 男女共同参画社会の形成に資する施策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- (8) 非核及び平和の啓発に関すること。
- (9) 労働者の福祉の増進に関する施策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- (10) 労働者に対する情報の提供、相談、能力開発その他労働者の福祉の増進を図るための措置に関すること。
- (11) 労働及び就労に係る関係機関との連絡調整に関すること。

## **環境課**

### **環境推進係**

- (1) 地球環境の保全に係る施策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- (2) 屋外広告物に関すること。
- (3) 公衆衛生の向上に関する施策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- (4) ねずみ族、昆虫等の駆除に関すること。
- (5) 犬の登録及び狂犬病予防注射済票交付に関すること。

- (6) 生活環境の保全及び公害の防止に係る施策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- (7) 騒音、振動、悪臭その他公害の規制に関すること。
- (8) 公害発生施設の監視及び指導に関すること。
- (9) 公害の測定及び苦情処理に関すること。
- (10) 環境課に置く係の所掌事務に関する調整に関すること。

#### クリーン推進係

- (1) ごみの減量化及び再資源化に関する施策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- (2) 犬、猫等の動物の死体の収集及び処理に関すること。
- (3) ごみ及びし尿の収集及び処理に関すること。
- (4) 公衆便所の管理に関すること。
- (5) 清掃槽の設置に関する指導に関すること。
- (6) 清掃槽清掃業者に関すること。
- (7) 泉北環境整備施設組合（下水道関係を除く。）との連絡調整に関すること。
- (8) 清掃に関する意識の普及及び啓発に関すること。
- (9) 清掃車両の管理に関すること。